（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

第二十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第五条	市町村の長（以下「住所地市町村長	市の市長（以下「住所地市長
同条第四項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第四項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地市長	
［略］	［略］	［略］
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長及び政令で定める措置をとるものとされた住所地区長
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

第二十二条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第五条	市町村の長（以下「住所地市町村長	市の市長（以下「住所地市長
同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第二項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地市長	
［同上］	［同上］	［同上］
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長及び同項の規定により法第十六条の政令で定める措置をとるものとされた住所地区長
［同上］	［同上］	［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和三年九月一日から施行する。

（中期計画の認可申請に係る経過措置）

第二条　この命令の施行日を含む事業年度を最初の事業年度とする中期計画に係るこの命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十一条の二第一項の規定の適用については、「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは「令和三年九月一日以後最初の中期目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。

○内閣府令・農林水産省令第八号

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第五十九号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。